

中標津町告示第2号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項及び第2項の規定に基づき、北海道知事の同意（平成29年1月25日都計第1080号）を得たので、同条第3項の規定により次のとおり景観行政事務の処理を開始する。

平成29年1月30日

中標津町長 西 村 穰

1. 景観行政事務の処理を開始する日 平成29年4月1日